

第70回全国植樹祭協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第70回全国植樹祭（以下「植樹祭」という。）の趣旨に賛同する法人、その他団体又は個人（以下「企業等」という。）が、植樹祭及び植樹祭関連行事（以下「植樹祭行事」という。）に協賛する際に必要な事項について、第70回全国植樹祭愛知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めるものです。

(協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が実行委員会に対して行う次の各号に掲げる行為とします。

- (1) 資金協賛 植樹祭行事の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供
- (2) 物品協賛 植樹祭行事の実施に要する物品（以下「協賛物品」という。）の提供
- (3) その他 前各号の他、実行委員会が特に認めるもの

2 前項第2号に規定する協賛物品は、別表1「協賛物品の例示」を参考に物品協賛を申し込みいただける企業等と実行委員会が協議し決定することとします。

なお、協賛物品には、協賛していただいた企業等の名称及び植樹祭支援呼称を表示することができます。

(募集期間)

第3条 募集期間は、別表2「協賛者特典一覧」（以下「特典一覧」という。）とおりとします。

(協賛依頼)

第4条 実行委員会は、植樹祭の趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼します。

(協賛の申込等)

第5条 協賛を申し込みいただける企業等は、あらかじめ第70回全国植樹祭協賛申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を実行委員会会長に提出していただきます。

2 実行委員会会長は、申込書の提出があった場合、第10条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、速やかに受理し、申込者に対し第70回全国植樹祭協賛申込受理書（別記様式第2号。以下「受理書」という。）により受理した旨を通知します。

(協賛金の納入等)

第6条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛を行おうとする企業等は、前条第2項による通知を受けた場合、受理書とともに送付される振込依頼書により、実行委員会が指定する受入口座へ協賛金を納入していただきます。

2 協賛金の領収書は、金融機関が発行する振込金受取書をもって代えさせていただきます。ただし、申込者の希望により、実行委員会会長が領収書を発行することもできます。

(協賛物品の受納等)

第7条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛を行おうとする企業等は、第5条第2項による通知を受けた場合、実行委員会が指定する方法により協賛物品を納品していただきます。

2 実行委員会は、協賛物品を受納した場合、受領書を発行いたします。

3 第2条第2項により協賛物品に企業等の名称及び植樹祭支援呼称を表示する場合の文字サイズ・表示方法等は、実行委員会で指定するものとします。

4 複数の企業等から同一の物品協賛の申込があり、かつ、必要数以上となった場合には、申

込順に受理するものとします。

(協賛の特典等)

第8条 第6条第1項又は第7条第1項の規定により協賛を行った企業等（以下「協賛者」という。）の特典は、別表2「特典一覧」のとおりとします。ただし、第7条第1項の規定による協賛者の特典については、実行委員会が協賛内容から換算した金額により、特典一覧の協賛金額の区分に応じたものとします。

2 第2条第1項第3号の規定による協賛者に対する特典の取扱は、前項に準ずるものとします。

3 企業等が複数年（複数回）協賛した場合は、その合計額により算出した額に応じた特典とします。

(協賛金の使途)

第9条 協賛金は、その全てを次の各号のいずれかに掲げる経費に充て、目的外使途には一切使用しないものとします。

(1) 植樹祭行事を広く周知するために要する経費

(2) 植樹祭行事の実施に要する経費

(3) その他植樹祭の開催に付随する経費で必要と認められているもの

(協賛申込の不受理等)

第10条 実行委員会会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知します。

(1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は植樹祭を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者

(3) 法令又は公序良俗に反する者

(4) 植樹祭について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者

(5) その他実行委員会会長が不相当と判断する者

2 実行委員会会長は、第5条第2項により協賛の申込を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金、協賛物品を返戻します。

附 則

この要領は平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要領は平成29年6月19日から施行する。

別表1（第2条第2項関係）

協 賛 物 品 の 例 示

1	広報活動用車両（実行委員会で広報活動等に使用する車両。貸与を含む。）
2	携帯電話
3	スタッフ用ベスト
4	スタッフ用帽子
5	招待者に配布する物品 （1） 配布物入れバッグ （2） 手荷物検査用ビニール袋 （3） 帽子 （4） ポケットコート（雨具）
6	記念式典で使用する木製品 （1） プランターカバー （2） 木製ベンチ
7	式典・植樹で使用する物品（リハーサル含む） （1） 移植ごて （2） 軍手 （3） 肥料 （4） 飲料水
8	その他 上記以外に全国植樹祭の実施に要する物品
	<p>【留意事項】</p> <p>① 実行委員会で、協賛物品の規格、色、デザインを指定します。</p> <p>② 協賛者は、協賛物品に「協賛者名、植樹祭支援呼称」を表示することができます。 なお、文字サイズ、表示方法等は実行委員会で指定します。</p> <p>③ 協賛者の植樹祭支援呼称は、次のとおりとします。 「〇〇〇（協賛者名）は第70回全国植樹祭を応援しています。」</p>

別表2（第3条及び第8条第1項関係）

協賛者特典一覧

区 分		500万円以上	300万円以上 500万円未満	100万円以上 300万円未満	50万円以上 100万円未満	20万円以上 50万円未満	1万円以上 20万円未満	募集期間	
1	ポスター、チラシ等への掲載	協賛者ロゴ ロゴサイズ大	○	○				平成三十年四月三十日	
		協賛者名 文字サイズ大	○	○	○				
2	植樹祭開幕直前特集への掲載	協賛者ロゴ ロゴサイズ大	○	○					
		協賛者名 文字サイズ大	○	○	○				
3	FUTURE SEED号への掲載	協賛者ロゴ	○	○					
		協賛者名	○	○	○				
4	全国植樹祭式典等への特別招待者枠の確保	○	○	○					平成三十一年四月三十日
5	式典(エピローグ)大型スクリーンでの紹介	協賛者ロゴ	○	○	○	○			
		協賛者名	○	○	○	○	○	○	
5	実行委員会発行の定期刊行物への掲載	協賛者ロゴ	○	○	○	○			
		協賛者名	○	○	○	○	○	○	
5	式典プログラムへの掲載	協賛者ロゴ	○	○	○	○			
		協賛者名	○	○	○	○	○	○	
5	式典会場協賛者ボードへの掲載	協賛者ロゴ	○	○	○	○			
		協賛者名	○	○	○	○	○	○	
5	全国植樹祭記念誌への掲載	協賛者ロゴ	○	○	○	○			
		協賛者名	○	○	○	○	○	○	
6	全国植樹祭ホームページへの掲載方法	協賛者ロゴ	○	○	○	○			
		協賛者HPへのリンク	○	○	○	○	○		
		協賛者名	○	○	○	○	○	○	
7	植樹祭支援呼称・マスコットキャラクター等の使用	○	○	○	○	○	○		
8	感謝状贈呈（知事：200万円以上、副知事：100万円以上、農林基盤局長：100万円未満～20万円以上）	○	○	○	○	○			

【留意事項】

①協賛者の特典区分について

○印部分が協賛者特典となります。

②「1～3」、「5」、「6」について

掲載については協賛金の多い順とし、同額の場合には申込み順とさせていただきます。なお、金額と申込みが共に同じ場合は、五十音順に紹介させていただきます。

③植樹祭開幕直前特集への掲載について

協賛者ロゴの露出については、調整させていただく可能性があります。

④実行委員会発行の定期刊行物への掲載について

- ・定期刊行物は、平成 29 年度に 1 回、平成 30 年度に 2 回、平成 31 年度に 1 回発行する予定です。
- ・50 万円未満の場合は、「そのほかにも、〇〇名の方から協賛をいただいております。」と紹介します。

⑤全国植樹祭ホームページの掲載について

掲載期間は、協賛金納入後（または協賛物品の納品後）から平成 32 年 3 月末までの予定です。

⑥「7」について

使用時期は、協賛金の納入後（または協賛物品の納品後）とします。なお、マスコットキャラクター等は決定後に使用可能となります。

第70回全国植樹祭協賛申込書

平成 年 月 日

第70回全国植樹祭

愛知県実行委員会会長

愛知県知事 大村 秀章 様

住所又は所在地

名称

代表者（役職・氏名）

印

第70回全国植樹祭に下記のとおり協賛を申込みます。

記

1 協賛の形態 **資金協賛・物品協賛・その他協賛**
(該当する協賛形態を囲んでください。)

2 協賛の内容

(1) 資金協賛

金 額	金	円
納入予定時期	平成 年 月 日	

(2) 物品協賛

品 名	
数 量	
納品予定時期	平成 年 月 日

(3) その他（広告掲示、機器等の無償貸与、輸送運搬など協賛内容をご記入ください。）

3 協賛特典

(1) 貴ホームページのアドレスを記入してください。

(協賛金額20万円以上で、第70回全国植樹祭公式ホームページからのリンクを希望する場合のみ記載。)

(2) 下表の網掛け部分が協賛者の特典になります。該当する特典について、希望しない項目があれば×を記入してください。(希望する場合は未記入で結構です。)

区 分			500万円以上	300万円以上 500万円未満	100万円以上 300万円未満	50万円以上 100万円未満	20万円以上 50万円未満	1万円以上 20万円未満
1	ポスター、チラシ等への掲載	協賛者ロゴ						
		協賛者名						
2	植樹祭開幕直前特集への掲載	協賛者ロゴ						
		協賛者名						
3	FUTURE SEED 号への掲載	協賛者ロゴ						
		協賛者名						
4	全国植樹祭式典等への特別招待者枠の確保							
5	式典(エピローグ) 大型スクリーンでの紹介	協賛者ロゴ						
		協賛者名						
	実行委員会発行の定期刊行物への掲載	協賛者ロゴ						
		協賛者名						
	式典プログラムへの掲載	協賛者ロゴ						
		協賛者名						
	式典会場協賛者ボードへの掲載	協賛者ロゴ						
		協賛者名						
	全国植樹祭記念誌への掲載	協賛者ロゴ						
		協賛者名						
6	全国植樹祭ホームページへの掲載方法	協賛者ロゴ						
		協賛者HPへのリンク						
		協賛者名						
7	植樹祭支援呼称・マスコットキャラクター等の使用							
8	感謝状贈呈							

4 協賛者名・協賛内容(金額や物品の品名・数量等)の公表について同意するかどうか、該当する方を囲んでください。

(同意する・同意しない)

5 連絡先

所属・役職

電 話

メール

担当者

ファックス

第70回全国植樹祭協賛申込受理書

平成 年 月 日

様

第70回全国植樹祭

愛知県実行委員会会長

愛知県知事 大村 秀章

平成 年 月 日付けで申込みのありました「第70回全国植樹祭協賛申込書」を受理いたしました。

協賛金の納入方法（又は協賛物品の納品方法）等につきましては、下記のとおりとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

記

1 協賛金の納入方法

同封の振込依頼書により、**第70回全国植樹祭愛知県実行委員会**に納入をお願いします。

【物品協賛の場合】

1 協賛物品の納品方法

別添の方法により納品をお願いします。

2 植樹祭支援呼称

協賛者の植樹祭支援呼称は次のとおりとします。

〇〇〇（協賛者）は第70回全国植樹祭を応援しています。

※上記以外の植樹祭呼称を使用する場合は、ご相談ください。